

令和7年度第三次佐久市総合計画策定支援業務仕様書

1 業務名

令和7年度第三次佐久市総合計画策定支援業務

2 業務の目的

本市は、平成17年4月1日、佐久市・臼田町・浅科村・望月町の1市2町1村の合併により誕生し、現在は、将来都市像「快適健康都市 佐久」の実現に向け、「第二次佐久市総合計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）」に基づき、各種施策を展開している。

本市においては、第二次佐久市総合計画に引き続き、諸課題に適切に対処しつつ広い視点に立ち、力強いまちづくりを積極的に進めるとともに、健全財政に配慮した計画的・効率的な行政運営を進めるため、令和9年度を初年度とする「第三次佐久市総合計画（計画期間：令和9年度～令和18年度）」を策定する予定である。

第三次佐久市総合計画策定に当たり、第二次佐久市総合計画と終了時期を同じくする現行の「佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び「第二次国土利用計画（佐久市計画）（※本市が原案作成予定）」の内容を新たに包含することとし、総合計画・総合戦略・国土利用計画を一つのものとしてとりまとめ、人口減少対策及び土地利用方針を包含した一体的な総合計画の策定を予定していることから、本業務は、計画策定に係る調査、分析、提案等の支援を目的とする。

また、次期総合計画の将来予測及び総合戦略の基礎とするため、人口ビジョンの改訂を行うことから、現行の「第2期佐久市人口ビジョン」における状況を踏まえ、併せて「第3期佐久市人口ビジョン」の策定に係る調査、分析、提案等の支援を行うこととする。

3 履行場所

佐久市

4 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

5 契約限度額

（1）11,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、各会計年度の上限額は、次のとおりとする。

・令和7年度：6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

・令和8年度：4,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（2）本業務委託契約については、当該契約に係る予算が議決され、令和7年度予算の執行が可能となったときに予算の範囲内で契約するものとする（契約締結日は令和7年4月1日付けの予定）。

6 業務の実施

（1）本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、業務に係る最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の完了後も同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 本業務の履行に際して、本仕様書に定める事項の違反又は受託者の故意若しくは過失により、本市又は第三者が損害を被った場合、受託者は、その賠償の責を負うものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7 提出書類

本業務の着手に当たり、受託者は、契約締結後速やかに本市と打合せを行った上で業務計画を本市に提出し、承認を受けるものとする。

なお、業務計画書には以下の事項を記載し、契約締結後 14 日以内に提出すること。

①業務概要 ②実施方針 ③業務実施体制 ④業務工程 ⑤緊急連絡体制

8 打合せ協議

受託者は、本業務の趣旨を熟知の上、業務着手時、定例打合せ時、中間時、納品時等において、複数名の参加により本市と打合せを行うとともに、協議の議事録を作成し、提出すること。また、業務の進捗状況を随時報告すること。

9 資料の管理

受託者は、本業務において本市から貸与される資料等の重要性を認識し、借用時には借用書を提出の上、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却すること。

10 成果品検査

受託者は、本業務の完了後、本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うこと。また、これに対する経費は受託者の負担とする。

11 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は、全て本市の帰属とし、受託者は本市の許可なく成果品等を第三者に公表又は貸与してはならない。

12 業務内容

以下に掲げる事項を業務内容とする。

なお、本市では、基本構想、基本計画等の検討の各段階において、骨子案・素案・最終案の策定を行い、市議会の議決を経て最終的に総合計画として策定することを想定していることから、業務内容における素案の策定については、本市との協議において定めるスケジュールに基づき、受託者が骨子案・素案・最終案の文案を作成し、本市に文案を示す形で業務を進めるものとする。

また、本市においては現在PDCAサイクルによる総合計画の進行管理を行っているところであるが、近年における人口減少の急速な進行を始めとする社会経済情勢の変化に的確に対応するため、OODAループ等の新たな観点を採用することについて検討を行い、高度な専門的知見に基づく総合計画の策定支援（文案の作成・助言・提案を含む。）を行うものとする。

（１）総合計画策定方針の策定支援

類似団体、先進自治体等の実施事例を把握・検討することで、総合計画策定へ向けた具体的手法、スケジュール及び関係者との調整計画（総合計画策定方針）を示すこと。

その際、受託者のこれまでの地方公共団体における業務実績を踏まえた提案をすること。

（２）基礎情報の収集・分析

人口の変化、財政状況、土地利用の変化、産業構造の変化、事務事業評価等の結果などの把握を行い、佐久市の実情に合わせた基礎情報の収集・分析（将来推計を含む。）を行うこと。

なお、人口の将来推計については、策定予定の次期人口ビジョンの内容を踏まえたものとする。

（３）第二次佐久市総合計画・同計画後期基本計画及び総合戦略・人口ビジョンの検証等

基礎情報の分析結果等を踏まえ、第二次佐久市総合計画・同計画後期基本計画及び総合戦略・人口ビジョンにおける各施策の評価及び検証（課題の整理を含む。）を行うこと。

（４）市民アンケート調査の実施等

第三次佐久市総合計画（総合戦略を含む。）策定に関する市民アンケート調査（約3,000人）に係る調査項目の設定支援、アンケート調査票案の作成、集計並びに調査結果の分析、取りまとめ及び報告を行うこと（アンケート調査票の印刷及び発送は市が行うことを予定している。）。

なお、調査実施に当たっては、受託者が回答WEBページを用意し、調査票にQRコード及びアドレスを記載して、WEB回答にも対応できるようにするほか、調査票の回収率を上げる方策を併せて提案すること。

また、調査方法全般、回答結果の分析等について助言・提案を行うこと。

（５）住民とのコミュニケーション促進手法の検討、提案及び支援

（１）の総合計画策定方針に基づき、住民説明会等、住民とのコミュニケーション促進手法に関して検討し、提案及び支援を行うこと。

※少子高齢化や人口減少に対応したまちづくりに役立てるため、とりわけ次世代を担う若い世代（高校生、子育て世代等）のニーズ、アイデア等を把握するための考え方や手法を提案すること。

（６）各種会議の実施支援

（１）の総合計画策定方針に基づく佐久市総合計画審議会、各種団体等インタビュー、庁内ワーキンググループなどの各種会議による検討について、全体の流れ及び回数、会議における議事項目の検

討や、会議への参加、議事録、資料作成等について支援を行うこと。

(7) 基本構想及び総合戦略素案の策定支援

基本構想素案の基本理念、将来都市像、施策の大綱等及び総合戦略素案の検討に当たり、県内及び先進自治体の実施事例や(2)から(6)までの事項を踏まえて、検討し、文案の作成(助言・提案を含む。)を行うこと。

なお、基本構想素案の検討に当たっては、統合予定の総合戦略及び国土利用計画(国土利用計画は市が原案作成予定)の内容を踏まえたものとする。

また、総合戦略については、地方版総合戦略としての内容を備え、国及び県の総合戦略を勘案して定めるよう留意することとし、総合戦略の政策分野、基本目標及びK P I(重要業績評価指標)の設定は、第三次佐久市総合計画に反映させること。

(8) 基本計画素案の策定支援

基本計画素案の重点プロジェクト(基本構想の趣旨に沿って特に優先的に取り組むべき施策をいう。)、施策体系及び施策それぞれの数値目標の検討・設定に当たり、県内及び先進自治体の実施事例や(2)から(6)までの事項を踏まえて、検討し、文案の作成(助言・提案を含む。)を行うこと。

なお、基本計画素案の検討に当たっては、統合予定の総合戦略及び国土利用計画の内容を踏まえたものとする。

(9) 第3期佐久市人口ビジョン素案の策定支援

佐久市の人口の現状分析、将来人口推計、人口の変化が地域に与える影響の考察、人口の将来展望等に関する調査分析、地域経済分析等を行い、それを踏まえて、佐久市における人口変動要因やその改善のための課題を分析し、市が目指す人口水準、地域社会像等の将来展望を記載した第3期佐久市人口ビジョン素案の検討を行い、文案の作成(助言・提案を含む。)を行うこと。

(10) 総合戦略及び国土利用計画と第三次佐久市総合計画の統合支援

第三次佐久市総合計画に次期総合戦略及び国土利用計画を統合するための検討を行い、文案の作成(助言・提案を含む。)を行うこと。

なお、国土利用計画については、市が原案を作成するものとし、原案をもとに第三次佐久市総合計画の構成に反映させること。

(11) 総合計画本編・概要版に係る表紙デザイン及び印刷用高解像度データの制作

冊子となる表紙及び本編・概要版のデザイン及び編集を行い、印刷原稿を作成すること。作成に当たり、構成(項目、色、レイアウト等)の工夫や写真、図表、地図、イラスト等を分かりやすくレイアウトしながらデザインすること。

なお、印刷製本業務は、本委託契約に含まないものとし、印刷業者に発注可能な組版制作までが本業務の範囲となる。

- ・表紙デザインほか本編・概要版に係る組版制作を含む。
- ・写真データは、市が支給する。
- ・カラー原稿とする。

13 スケジュール

全体のスケジュールは次のとおり想定するが、12の(1)の策定方針に基づき、受託者と協議して

決定するものとする。

(1) 令和7年度

12の(1)から(4)・(9)

(2) 令和8年度

12の(8)・(11)

(3) 令和7年度及び令和8年度ともに実施するもの

12の(5)・(6)・(7)・(10)

(12の(5)に係る住民とのコミュニケーション促進手法に関する検討及び提案と、(7)に係る基本構想素案の策定については、令和7年度に行うこと。)

14 成果品

以下の項目について、簡易製本2部、電子データ1部(Microsoft 社 Word・Excel 形式又は Adobe Systems 社 PDF のいずれかの形式で、CD-R等の電子媒体に保存したもの)を提出すること。なお、(10)については、印刷用高解像度データを別途提出すること。

(1) 基礎資料分析報告書(12の(2)の業務に係るもの)

(2) 第二次佐久市総合計画・同計画後期基本計画及び総合戦略・人口ビジョンの検証等報告書(12の(3)の業務に係るもの)

(3) 市民アンケート調査報告書(12の(4)の業務に係るもの)

(4) 住民説明会等開催内容及び結果報告書(12の(5)の業務に係るもの)

(5) 各種会議開催内容及び結果報告書(12の(6)の業務に係るもの)

(6) (12の(7)の業務に係るもの)

ア 基本構想素案

イ 総合戦略素案

(7) 基本計画素案(12の(8)の業務に係るもの)

(8) (12の(9)の業務に係るもの)

ア 人口分析及び将来推計を踏まえた人口の変化が地域に与える影響の考察に係る報告書

イ 人口の将来展望等に関する調査分析報告書

ウ 人口ビジョン素案

(9) 関連計画統合後の総合計画案(12の(10)の業務に係るもの)

(10) 印刷用データ(12の(11)の業務に係るもの)

なお、(1)から(3)まで及び(6)ア・(8)の項目にあつては、中間成果として令和8年3月31日までに提出すること。

15 検査

本業務は、成果品を作成及び納品し、本市の検査合格後、完了とする。

また、本業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合、本市の指示に従い受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

16 事業費限度額と支払方法

11,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、協議の上、年度ごとに全業務の出来高分に応じて支払うものとする。ただし、令和7年度分の支払については、既決予算額である6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とする。

17 その他

- （1）各種検討に当たり、佐久市と包括連携協定を締結している信州大学並びに佐久大学及び佐久大学信州短期大学部や、市内事業者等との連携を検討すること。
- （2）本仕様書に定めがない事項や解釈に疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定するものとする。